織物を含む伝統的工芸品産業の現状と課題について

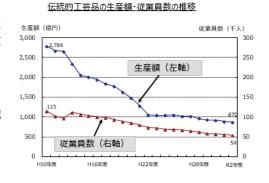
経済産業省製造産業局生活製品課伝統的工芸品産業室 〇塚本裕之

1) 伝統的工芸品産業の現状と課題

経済産業省では、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律(伝産法)」に基づき伝統的工芸品を指定。 令和5年10月26日に「東京本染注染」が新たに伝統的工芸品に指定され、現在では241品目が伝統的 工芸品に指定されている。そのうち織物は38品目、染色品は13品目と、伝統的工芸品の約2割が和装 で占められている。

伝統的工芸品産業の現状を 見ると、伝統的工芸品の生産 額は平成 28 年度に 1,000 億 円を下回って以降、漸減傾向。 また従業員数は緩やかな減少 傾向にあり、令和 2 年度は約 5.4 万人。伝統工芸士数も、職 人の高齢化に伴い減少傾向に ある。

また伝統的工芸品産業のもつ課題として、原材料の確保が困難となっていることや、後継者不足等が挙げられる。





伝統工芸士数の推移

出典:一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会

2) 経済産業省における伝統的工芸品産業への支援と和装産業に対する取組み

経済産業省では、産地組合や事業者が伝産法に基づく計画に沿って実施する「伝統的工芸品産業支援補助金」によって、産地の取組みを支援。和装産業での活用事例としては、琉球絣(りゅうきゅうがすり)の組合が実施した、製織技術習得を中心とした後継者育成のための研修に対して当該補助金が用いられた。また、専門知識を有したプロデューサー等が産地に入り込み職人と共に活性化を行う「産地プロデューサー事業」として、鎌倉彫と西陣織のコラボレーションブランドのリニューアルを行い国内の新たな客層を取り込む活動に対しても、当該補助金が活用された。

また、(一財) 伝統的工芸品産業振興協会が実施する産業を横断的に支援する事業に対する「伝統的工芸品産業振興補助金」も実施しており、こうした施策により、伝統的工芸品産業のもつ課題の解決や新たな取組みを支援している。

和装産業に対しての取組みとしては、2017年5月に「和装の持続的発展のための商慣行のあり方について」との報告書を取りまとめた。これは、和装産業に対して指摘されていた前近代的な取引慣行や不透明な販売手法等を見直し、和装産業の持続的発展を促すための指針として制定。

3) 伝統的工芸品産業の新しい取組み

昨今は和装をはじめとした伝統的工芸品産業において、革新的な取組みによる販路拡大の動きが登場。 例えば西陣織では織物に留まらず自動車の内装にも採用されており、加賀友禅では北陸新幹線グランク ラスのアテンダントが着用するエプロンのデザインを手がける、自動販売機のデザインとして図案を提 供するといった取組みを実施。こうしたチャレンジを通じて、従来のターゲット層とは異なる層への売 り込みも実施。